



# 島根県報

平成31年1月15日（火）

号外第2号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

# 告 示

## 島根県告示第31号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県道	大田桜江線	邑智郡川本町田窪503番1地先から同660番2地先まで	前	A	メートル 11.56～ 23.28	34.35	県央県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 迂回路撤去
				B	7.00～ 13.60		
			後	A	11.56～ 23.28	34.35	
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津1番11地先から同町東郷吉津41番12地先まで	前	9.70～ 46.90	320.00	隠岐支庁県土整備局  道路改良工事 拡幅	
			後	9.70～ 49.70	320.00		

## 島根県告示第32号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町中村蛇山ノ二148番7地先から同町湊八幡山92番4地先まで	メートル 369.50	平成31年 1月15日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町湊横前643番地先から同町湊松ノ尾740番地先まで	291.66	平成31年 1月15日		
県道	大国馬路停車場線	大田市仁摩町1165番1地先から同1156番1地先まで	44.76	平成31年 1月15日	県央県土整備事務所大田事業所	